

議第36号

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

富士市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

(富士市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富士市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(富士市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 富士市教育長の給与等に関する条例（昭和41年富士市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(富士市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 富士市職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年富士市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年富士市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富士市特別職の職員の給与に関する条例に基づき令和4年6月に支給する期末手当の額は、同条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

2 第2条の規定による改正後の富士市教育長の給与等に関する条例に基づき令和4年6月に支給する期末手当の額は、同条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

3 第3条の規定による改正後の富士市職員の給与に関する条例に基づき令和4年6月に支給する期末手当の額は、同条例第21条第2項（同条第3項及び第5条の規定による改正後の富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び富士市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第21条第4項から第6項まで（富士市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富士市条例第4号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第25条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

4 第4条の規定による改正後の富士市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき令和4年6月に支給する期末手当の額は、同条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分

の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第38号

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富士市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第7条の2 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、規則の定めるところにより給料の調整額を支給することができる。

第18条に次の1項を加える。

3 職務の特殊性その他の事情を考慮し、報酬を調整することが適當であると認める場合における規則で定めるパートタイム会計年度任用職員に係る前項の規定の適用については、同項中「第4条から第6条まで」とあるのは、「第4条から第6条まで及び第7条の2」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年2月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正前の富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。